答　申　書
（答申第８４号）
平成２１年３月２７日

１　審査会の結論

新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書に係る異議申立てのあった別紙１の表に掲げる非開示部分のうち、同表の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

２　異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

（省略）

３　審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、○○○○○○○○○に係る○○○○○○○○○についての「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書」（以下「本件公文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第１項第２号に規定する非開示情報（以下「２号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分において非開示とされた情報のうち、別紙１の表に掲げる非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）の開示を求めていることから、本件非開示部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) ２号情報の該当性について

ア　条例第10条第１項第２号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ　実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件非開示部分は、「応募する新商品の概要」の(4)新商品の新規性・独自性に関する記載のうち、第１の項目を除く部分（以下「商品情報」という。）並びに「新商品の生産と販売の方法」の(1)新商品を生産・販売するに至った経緯に関する記載のうち、第１の項目を除く部分（以下「経緯情報」という。）、(2)共同開発等の状況に関する記載の全項目（以下「開発情報」という。）、(3)新商品の技術面での新規性、独自性に関する記載のうち、第２及び第３の項目を除く部分（以下「技術情報」という。）並びに(4)新商品の生産工程に関する記載の全項目（以下「生産情報」という。）である。

異議申立人は、本件非開示部分を開示するよう求めているが、本件公文書に係る新商品が、申請企業の新事業展開の核となるものであること、新商品の要件の一つに、「既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの、または、既に企業化されている商品と同一の範疇に属するも

のであっても、既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。」と新商品トライアル制度実施要領（平成18年２月２日北海道経済部長決定）で定められており、新商品には高い新規性・独自性が求められること、並びに認定の効果として、道の機関において随意契約による購入が認められることから、特定の中小企業者の受注機会の確保及び販路開拓を支援する取組みであることを考慮すると、類似商品の開発につながる情報の開示は避けるべきと考える。

本件非開示部分のうち、商品情報には、当該新商品の開発発意と受け取れる情報及び解決しようとする課題に関する情報が、経緯情報、開発情報及び技術情報には、新商品のニーズのありか、開発発意、試験依頼先及び試験内容等製品の差別化を図ろうとする情報が記載されており、また、生産情報には、当該法人の取引先に関する情報が記載されていることから、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであり、２号情報に該当すると考える。

ウ　当審査会としては、経緯情報のうち、第２の項目については、新商品開発の経緯として一般的な内容が記載されているに過ぎないものであることから、これを開示しても、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

また、技術情報についても、実施機関が新商品トライアル制度の認定商品に関し既に公表している内容と同程度の情報であることから、これを開示しても、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

したがって、別紙１の表の右欄に掲げる情報は、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められないことから、２号情報に該当しないものと判断する。

ただし、本件非開示情報のうち、別紙１の表の右欄に掲げる情報を除いた情報については、当該法人に係る新商品開発の考え方、開発に当たり実施した試験等の内容及び取引先の情報であり、法人の事業活動上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、２号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

４　審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　経　過
平成20年12月17日	○　諮問書の受理（諮問番号86） ○　実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成20年12月18日	○　新規諮問事案の報告 ○　本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成21年１月７日	○　異議申立人から資料の提出
平成21年１月８日	○　異議申立人から意見書の提出
平成21年１月14日 （第二部会）	○　実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○　異議申立人の意見陳述 ○　審議
平成21年２月６日 （第二部会）	○　審議
平成21年２月27日 （第二部会）	○　審議
平成21年３月24日 （第37回審査会）	○　答申案審議
平成21年３月27日	○　答申

別紙１

異議申立てに係る非開示部分及び開示すべき部分

<table>
<tr><th>対象公文書名</th><th colspan="2">非開示部分</th><th>開示すべき部分</th></tr>
<tr><td rowspan="7">○○○○○○○○に係る○○○○○○○○についての「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書」</td><td colspan="2">応募する新商品の概要</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(4) 新商品の新規性・独自性に関する記載のうち、第１の項目を除く部分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">新商品の生産と販売の方法</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(1) 新商品を生産・販売するに至った経緯に関する記載のうち、第１の項目を除く部分</td><td>第２の項目</td></tr>
<tr><td></td><td>(2) 共同開発等の状況に関する記載の全項目</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>(3) 新商品の技術面での新規性、独自性に関する記載のうち、第２及び第３の項目を除く部分</td><td>同左</td></tr>
<tr><td></td><td>(4) 新商品の生産工程に関する記載の全項目</td><td></td></tr>
</table>